（放射法による街区点測量）

第四十二条　放射法による街区点測量は、地籍基本細部点等を与点として行うものとする。

２　放射法による街区点測量は、地籍基本三角測量、地籍基本多角測量又は地籍基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

３　放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する地籍基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした地籍基本細部点等までの距離より短くするものとする。

（単点観測法による街区点測量）

第四十四条　単点観測法による街区点測量において、観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

２　単点観測法により観測された街区点の座標値は、周辺の地籍基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（次数の制限）

第四十五条　街区点測量（単点観測法によるものを除く。）における街区点の次数は、地籍基本細部点等を基礎として、多角測量法にあっては二次まで、その他の方法にあっては一次までとし、基準点等（補助基準点を除く。）又は地籍基本三角点を基礎として求めた街区点の通算次数は、五次までとする。

（観測、測定及び計算）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

４　街区点測量図には、前項に規定するもののほか、地籍基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。

（削る）

第六款　復元測量

（特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置の座標計算）

第五十一条　特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、登記所地図が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係と整合するよう、特定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとする。

（復元測量図の作成）

第五十二条　（略）

２　復元測量図には、特定図上街区点及び特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線並びに復元測量に用いた登記所地図及び図上街区点資料の名称を記載するものとする。

３　（略）

（放射法による街区点測量）

第四十二条　放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本細部点等を与点として行うものとする。

２　放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

３　放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

（単点観測法による街区点測量）

第四十四条　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

２　単点観測法により観測された街区点の座標値は、周辺の都市部官民境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（次数の制限）

第四十五条　街区点測量（単点観測法によるものを除く。）における街区点の次数は、都市部官民境界基本細部点等を基礎として、多角測量法にあっては二次まで、その他の方法にあっては一次までとし、基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本三角点を基礎として求めた街区点の通算次数は、五次までとする。

（観測、測定及び計算）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

４　街区点測量図には、前項に規定するもののほか、都市部官民境界基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。

５　街区点測量図の縮尺は、五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）とする。

第六節　復元測量

（特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置の座標計算）

第五十一条　特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、公図等が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係と整合するよう、特定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとする。

（復元測量図の作成）

第五十二条　（略）

２　復元測量図には、特定図上街区点及び特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線並びに復元測量に用いた公図等及び図上街区点資料の名称を記載するものとする。

３　（略）